

福島県最低賃金の引上げと早期発効について

福島県内における新型コロナウイルスの感染者数は、令和4年に入り急激に拡大し、収束の見通しも立たない状況であります。コロナ禍が続き、製造業を中心に、海外サプライチェーンの影響に伴う部品・資材不足による休業、生産調整を余儀なくされるなど、第7波も懸念される中において県内の雇用と労働環境に及ぼす影響は未知数であります。

一方で、福島県では、少子高齢化と人口の減少・流出が進み、東日本大震災当時と比較して、生産年齢人口は約20万人も減少し、人手不足を補うための外国人労働者数は増加傾向にあります。また、障がい者雇用数も全国平均を上回り、パート労働者、契約社員、派遣社員などの非正規労働者は雇用全体の約4割を占めるなど、雇用形態の多様化が進んでいます。政府が掲げる同一労働同一賃金の趣旨に鑑み、また、新型コロナウイルス感染症の影響を見据えたセーフティネットの強化策及び人口流出抑制策として、最低賃金引上げと早期発効は喫緊の課題であります。

よって、下記事項について特段の措置を講じるよう、強く要請いたします。

記

- 1 福島県最低賃金を毎年年率3%程度を目途に引上げを図ること。
特に、日本は20年以上も賃金の低下傾向が続き、令和3年5月の経済財政諮問会議で早期に最低賃金全国平均1,000円への引上げを目指すとした政府の積極姿勢を重く受け止めること。

- 2 中小企業等が最低賃金の引上げ原資を捻出するため、価格転嫁を始めとした環境整備の充実、強化を図ること。
- 3 賃金の多寡と人口移動の相関関係が示されていることから、労働力確保や人口流出抑制等への政策誘導として最低賃金引上げに取り組むこと。
- 4 労働者間の均衡や景気への影響を考慮し、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め、早期の発効に努めること。

ここに、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和4年3月22日

会津若松市議会議長 清川 雅史

あて

内閣総理大臣

厚生労働大臣

福島労働局長

その他関係筋